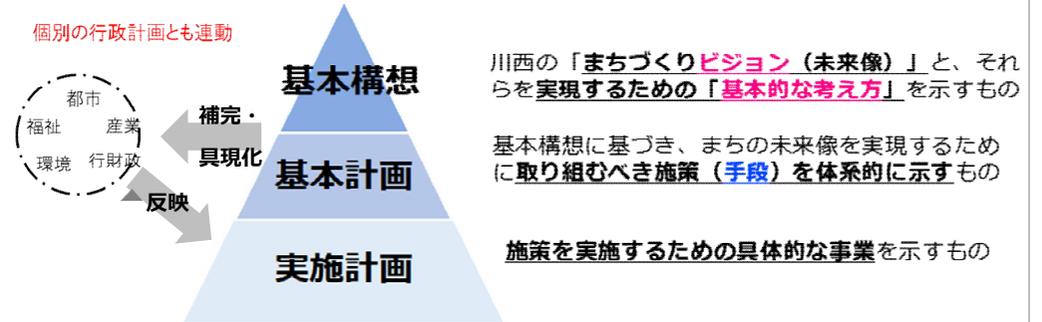


総合計画における基本計画の位置づけ

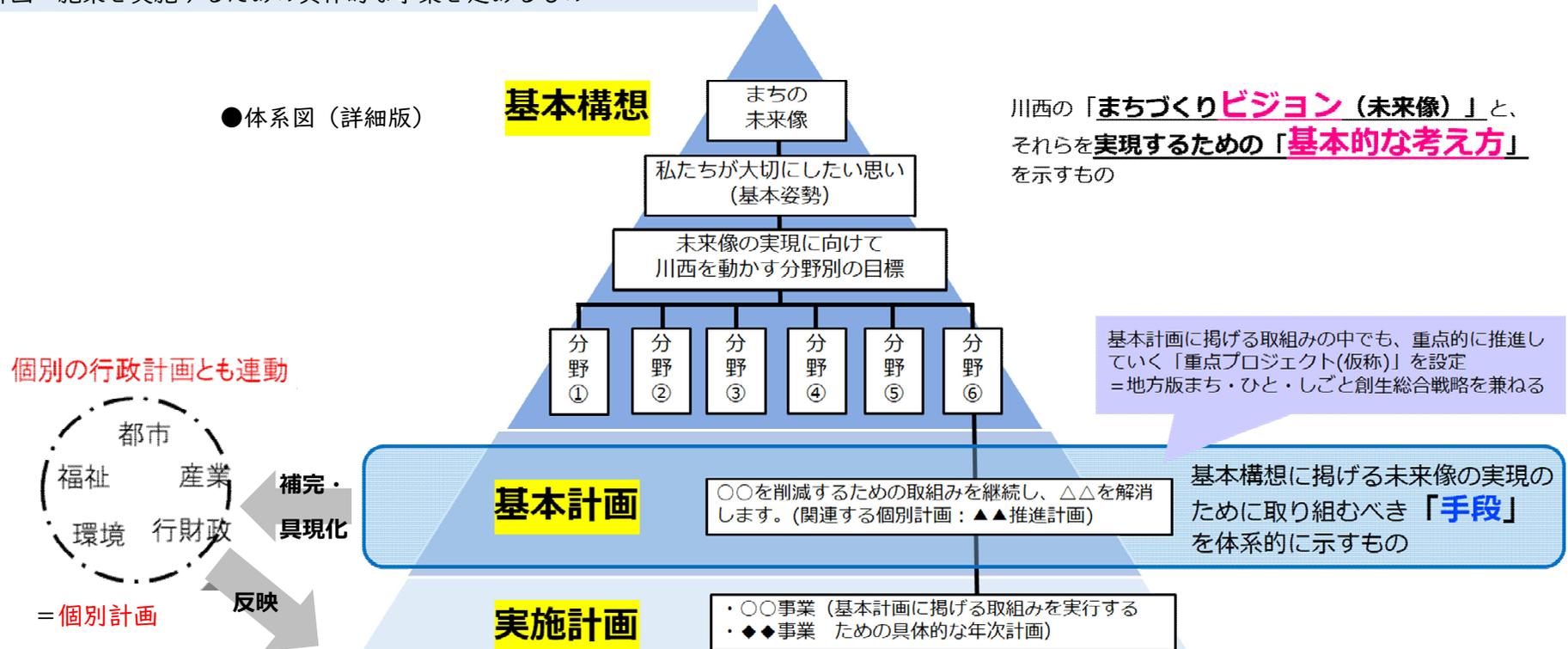
総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成され、「基本構想」でまちづくりのビジョンと大きな方向性を、「基本計画」「実施計画」では基本構想の実現に向けた取組みの内容を示しています。

- 基本構想 川西のまちづくりビジョン（未来像）と、それを実現するための基本的な考え方を示すもの
- 基本計画 基本構想に基づき、まちの未来像を実現するために取り組む施策を体系的に示すもの。また、施策のなかでも重点的に推進していく「重点プロジェクト（仮称）」を設定する（＝総合戦略）。
- 実施計画 施策を実施するための具体的な事業を定めるもの

●体系図（概要版）



●体系図（詳細版）



## 第6次川西市総合計画 基本計画について

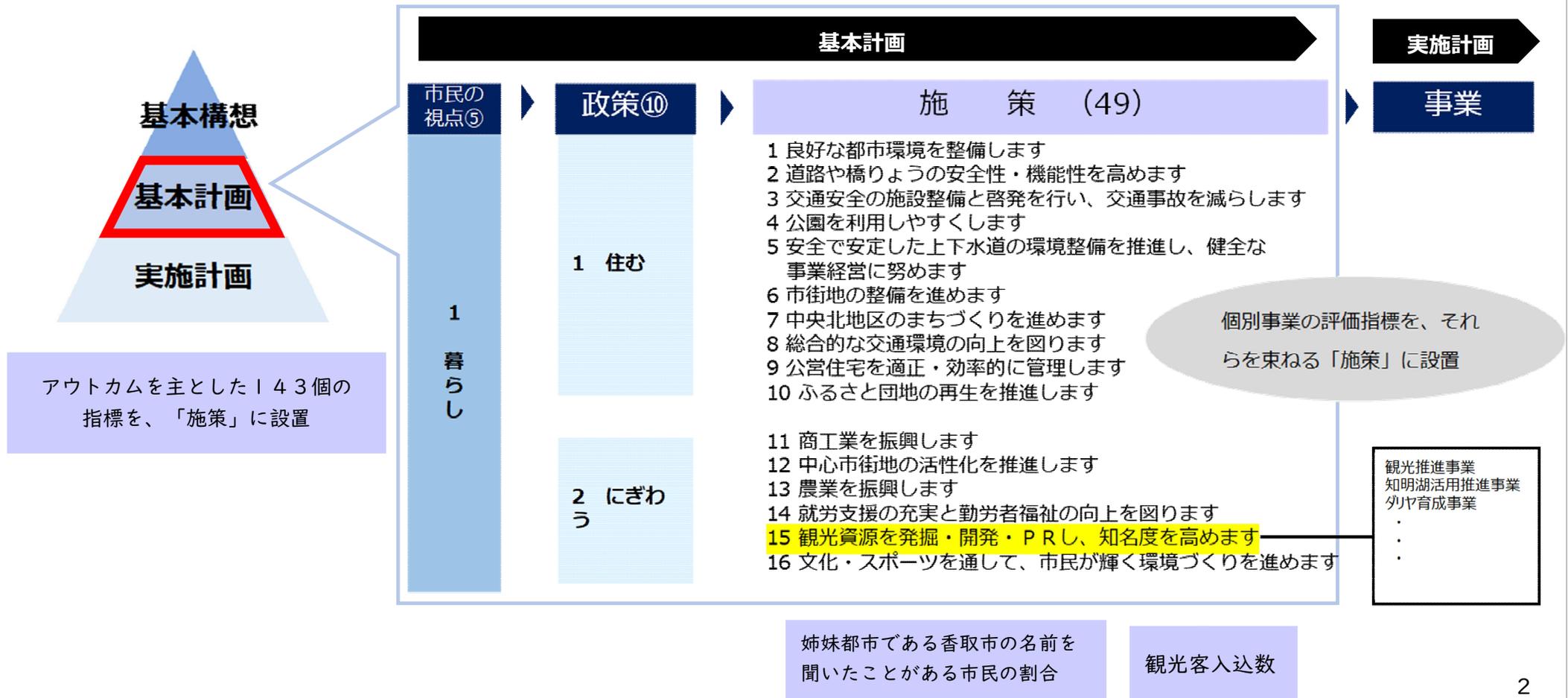
### 総合計画の「評価方法」について

#### 第5次総合計画の場合

第5次総合計画では、「基本計画」内の「施策」に評価指標（※施策により発生する効果・成果を示す「アウトカム指標」が中心）を設置し、総合計画全体の達成度を測っています。

▲策定後新たに実施する取組みや、当初想定していなかった取組み（新型コロナウイルス感染症対策など）も既存の指標によって一律評価される仕組みとなっており、効果を十分に測れない場合があります。

▲「〇〇と思う市民の割合」など主観に基づく指標は、市の施策以外の要素（社会情勢など）にも左右されやすく、個別の事業の効果を十分に測れない場合があります。



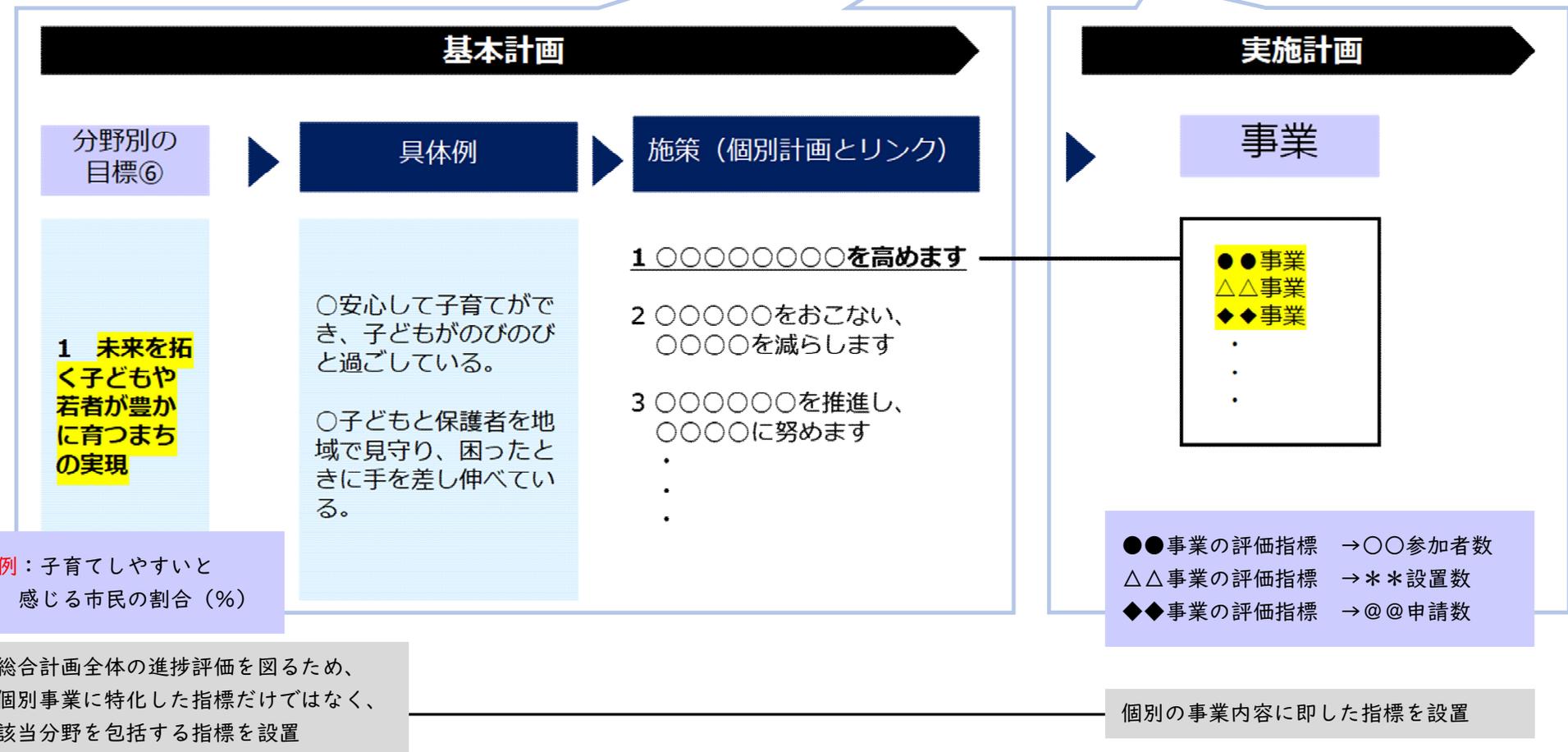
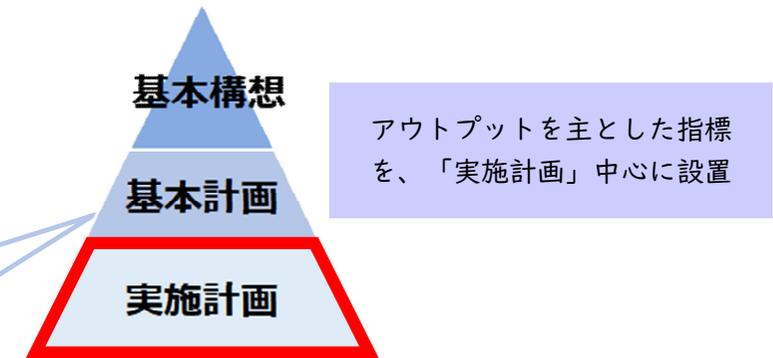
# 第6次川西市総合計画 基本計画について

## 第6次総合計画での検討案

これまでは「基本計画」内の「施策」に評価指標を設置していましたが、次期総合計画では、以下のように指標の設置階層等を見直す予定です。

- 見直し例 個別の実施事業に指標（活動指標）を設置し、それらを束ねる「分野別の目標」に、総合的な指標（成果指標）を設置する。

※以下は見直しの一例であり、変更する場合があります。



## 第6次川西市総合計画 基本計画について

### 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と基本計画の関係性について

#### まち・ひと・しごと創生総合戦略とは

「まち・ひと・しごと創生法第10条」において、市町村は国・都道府県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、市町村は独自に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、総合戦略）を策定するよう努めなければならない、と定められています。

地方版総合戦略の策定においては、「地域の特色や地域資源を活かし、住民に身近な施策を盛り込み実施すること」が期待されており、総合計画と一体的に策定する際には、総合計画の策定方針を基本としながらも、これらの要素を勘案した「重点プロジェクト（仮称）」を設置する必要があります。

また、実施にあたり KPI（重要業績評価指標）などを設定し、PDCAサイクルに基づく効果検証の実践により、効果的な取組みを推進することが推奨されています。

	目的	数値目標	策定義務
地方版総合戦略	人口減少克服・地方創生	数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定することが適切	まち・ひと・しごと創生法に基づく努力義務
総合計画	各地方公共団体の総合的な振興・発展等	法定義務はない	法定義務はない

### 第6次総合計画における総合戦略の位置づけ

第6次総合計画では、次期総合戦略と一体的に策定するとともに、総合戦略を、基本計画内における施策のなかでも重点的に推進していく「重点プロジェクト（仮称）」に位置づけます。

また、「重点プロジェクト（仮称）」は、今後実施する「かわにしミライ会議」で得られた意見等を基に策定します。

